

第1回 全国知事会 米軍基地負担に関する研究会 沖縄県配付資料



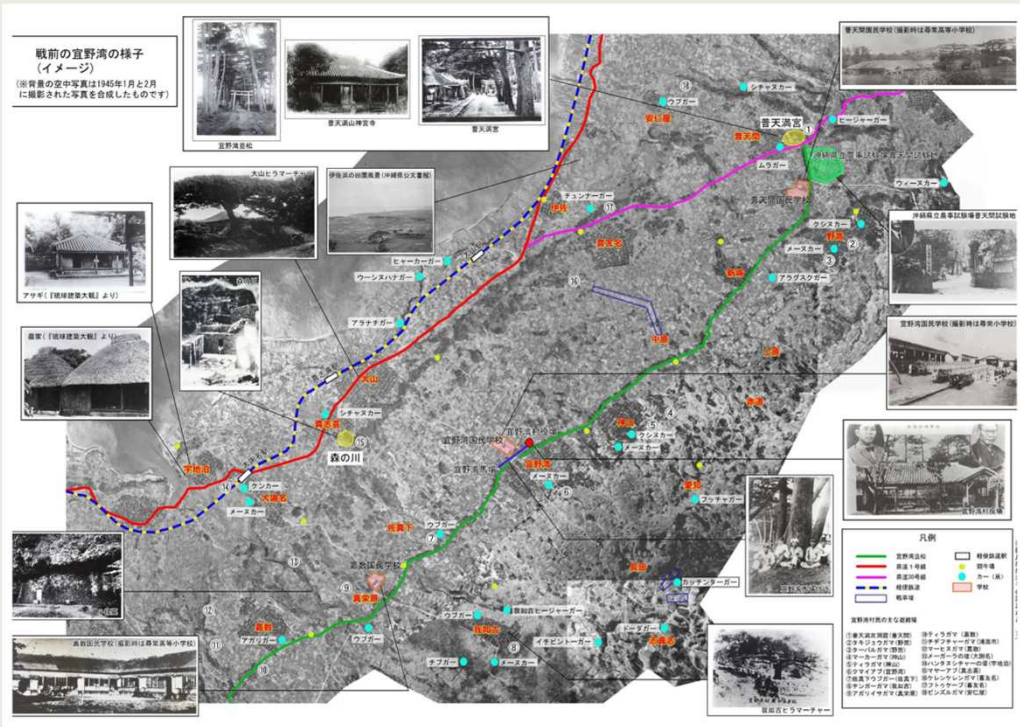
普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）



嘉手納飛行場（沖縄県嘉手納町）

平成28年11月21日
沖縄県

基地の歴史的背景、形成過程



戦前の宜野湾の様子



普天間飛行場の建設（昭和20年）

- 戦後、沖縄は米軍占領下に置かれ、昭和47年（1972年）の日本復帰まで米国施政権下
- 米軍占領下の沖縄では、米軍が利用価値の高い平坦な土地を強制的に接收
- 住民は、基地周辺の狭い地域への居住を余儀なくされ、基地中心の社会経済構造が形成

在沖米軍基地の現状

施設数	32（自衛隊共同使用施設1施設を含む。）
施設面積	22,988ヘクタール（沖縄県の総面積の約10%） うち、米軍専用施設は31施設 22,619.2ヘクタール （在日米軍専用施設の <u>74.48%</u> ）
軍人数等	軍人 25,843人（在日米軍人（36,712人）の <u>70.4%</u> ） 軍属 1,994人 家族 19,463人 合計 47,300人

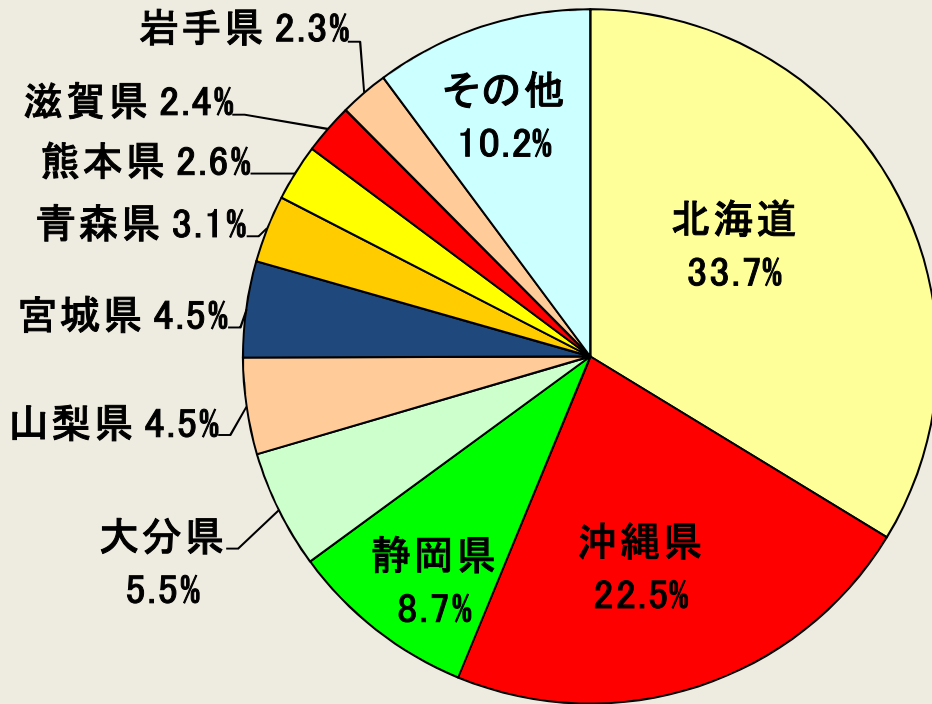
注1 施設数及び施設面積は、平成28（2016）年3月末現在

2 軍人・軍属・家族数は、平成23（2011）年6月末現在（平成24年以降は非公表）

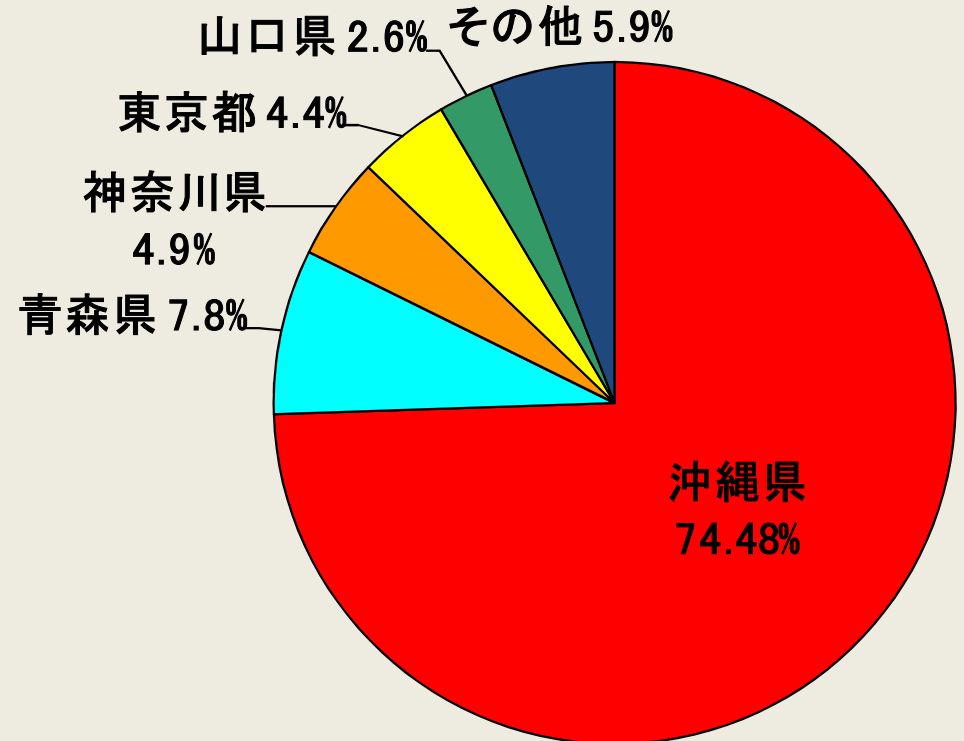
※在日米軍専用施設・区域の74.48%、在日米軍人の70.4%が沖縄に駐留

米軍施設・区域の面積比

施設・区域全体



専用施設・区域

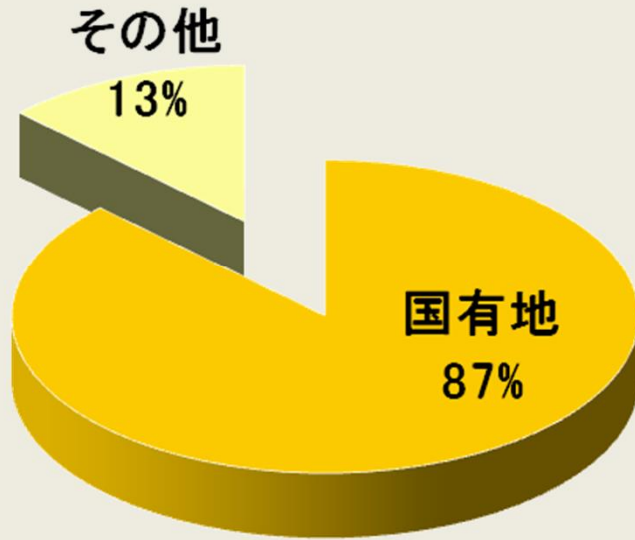


(平成28年3月末日時点)

- ・ 自衛隊との共用施設を含めた米軍施設全体では、北海道に次いで22.5%
- ・ しかし、米軍専用施設・区域で見ると、全国の74.48%が沖縄県に集中

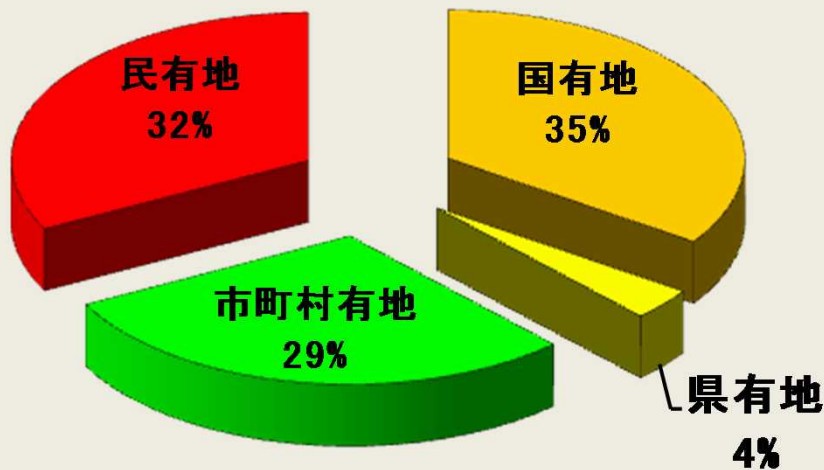
所有形態別面積

全国



- 国有地の割合が、本土では約87%であるのに対し、本県では約35%

沖縄



- 本県の米軍施設・区域の約32%は民有地

- 特に、本島中南部の嘉手納基地より南の施設の民有地率は約89%

特徴 私有地の割合が高い
(土地の強制接収)

沖縄本島中南部都市圏の状況

- (1) 中南部都市圏は、県民の8割強（約118万人）が暮らし、**全国政令指定都市並み**の人口、面積、人口密度
- (2) 中南部都市圏の米軍基地は、**市街地を分断する形で存在**しており、都市機能、交通体系、土地利用などの面で大きな制約
- (3) 過密な都市空間に出現する駐留軍用地跡地の有効利用は、**沖縄全体の今後の振興・発展に資する**

米軍基地面積の割合

(H27. 3月時点)

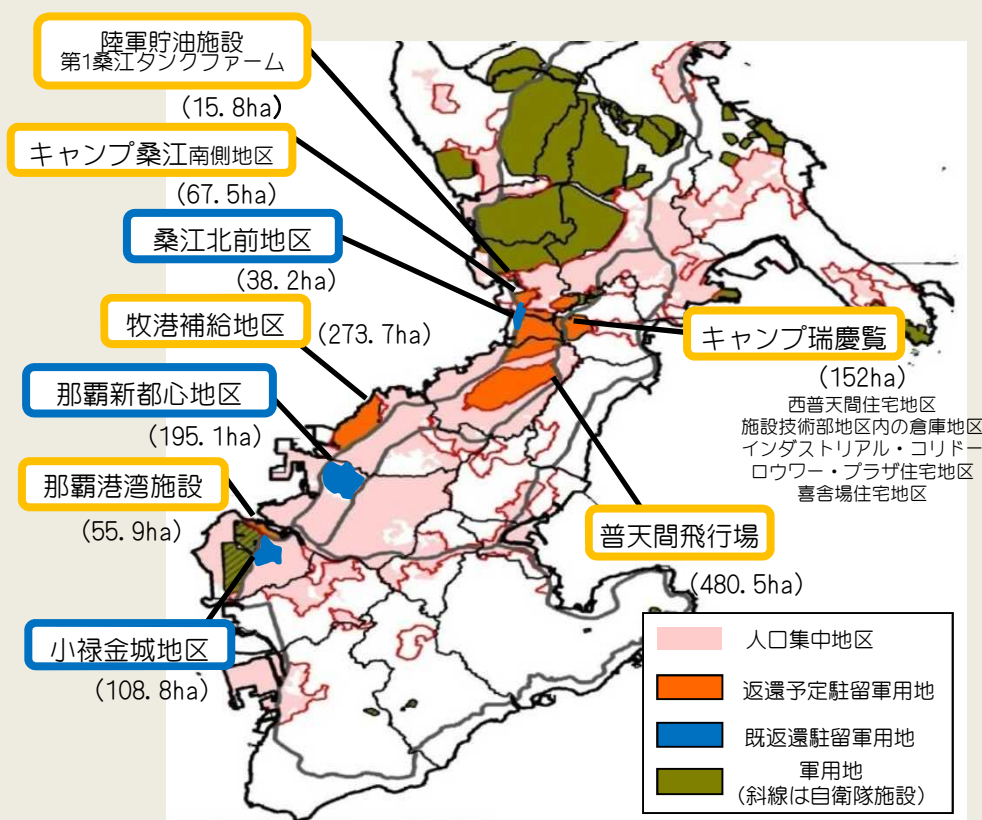
	面積 (ha)	米軍基地面積 (ha)	割合
沖縄県全体	228,100	22,992	10.1%
沖縄本島	120,693	21,929	18.2%
中南部都市圏 米軍基地所在 9市町村	29,145	6,617	22.7%

中南部都市圏の人口、面積、人口密度

(H27. 10月時点)

	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
沖縄県中南部都市圏 (米軍基地を除く)	481.94 (415.78)	1,182,742	2,454 (2,845)
北九州市	491.95	961,815	1,955
広島市	906.53	1,190,932	1,314
神戸市	557.02	1,537,860	2,761

人口集中地区に位置する駐留軍用地



*図表は沖縄県作成

米軍統治下における沖縄の経済

米軍統治下 ～沖縄経済の諸々の構造的特質の原型が形成された時期～

米国政府の沖縄統治政策

1 留保政策・・・【忘れられた島】

- 占領後5年近い放置政策（昭和20年～24年）
→本土におけるような戦後復興政策はなかった

2 沖縄分離統治決定（昭和25年2月）

- 日本政府からの援助はなかった
（援助開始は昭和37年から）

3 B円発行制度・・・ドル本位制度

- 復帰まで計6度にわたる通貨制度の変遷
1ドル＝120B円（B円高の為替相場設定）
※円は1ドル＝360日本円へ（直前まで1円＝1B円）
→輸入依存型経済への環境

復帰時の沖縄経済の課題

1 基地依存型輸入経済

- 県内総生産に占める基地収入は約30%（昭和40年）
 - ・ 大幅な入超とそれを埋める米軍関係受け取り
 - ・ 基地経済に依存する就業
 - ・ 産業構造のゆがみ
 - ・ 産業のモノカルチャー的性格（砂糖、パイン）
 - ・ ドル経済

2 社会資本の絶対的不足

- 道路、港湾、学校、病院、住宅等

<復帰前の動き（米軍統治下の時代）>

	日 本	沖 縄
昭和20～24年	ポツダム宣言受諾 戦後改革、戦後復興	・米軍沖縄上陸(昭和20年4月)・・・沖縄戦終結(6月23日) ・日本と南西諸島の行政分離宣言(昭和21年)
昭和25～29年	朝鮮戦争(昭和25～28年)・・・朝鮮特需 サンフランシスコ講和条約調印(昭和26年)	・GHQ「沖縄に恒久的基地建設」発表(昭和25年) ・米軍による強制土地収用始まる(昭和28年)・・・銃剣とブルドーザー
昭和30～34年	「もはや戦後ではない」(昭和31年) 本土から沖縄へ海兵隊移転(昭和31年～) 日本の高度成長始まる(～昭和49年)	・アイゼンハワー「琉球諸島の無期限占領」(昭和30年) ・土地闘争 ～島ぐるみ闘争～(昭和31年) ・通貨のドル切り替え・・・B型軍票→ドル(昭和33年)
昭和35～43年	日米新安保成立 所得倍増計画(昭和35年)	・沖縄県祖国復帰協議会結成(昭和35年) ・池田・ケネディ共同声明(昭和36年) ・日本政府援助開始(昭和37年) ・主席公選(昭和43年)
昭和44～47年	大阪万博(昭和45年) ニクソンショック・中国国連加盟・沖縄返還協定調印 ・沖縄国会開会(昭和46年)	・佐藤・ニクソン会談「昭和47年返還合意」(昭和44年) ・軍雇用員大量解雇始まる(昭和44年) ・通貨切り替え(昭和47年)

沖縄振興について

米軍施政権下27年間は、日本政府の支援を受けることができなかった。
昭和47年の日本復帰以降、国は沖縄の持つ「特殊事情」を踏まえ、格差の是正、沖縄の自立的発展の基礎条件の整備等を目的として、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画を実施

【特殊事情】

- ① 沖縄が26年余りにわたり我が国の施政権の外にあった歴史的事情
- ② 広大な海域に多数の離島が存在し本土から遠隔にある地理的事情
- ③ 我が国でも希な亜熱帯地域にあること等の自然的事情
- ④ 米軍施設・区域が集中しているなどの社会的事情

(参考) 奄振における特殊事情
(奄振法第1条)

- ①戦後米軍の支配下にあった歴史的事情
- ②外洋遠隔性、遠洋分散性に起因する移動・物流コストの増大等の地理的事情
- ③亜熱帯気候による台風の常襲地帯である等の自然的事情

(参考) 本土復帰時の沖縄

日本本土

高度成長を終えた時期

【高度成長期】

- 鉄道、道路港湾等の産業基盤が整備
 - ・第1次全国総合整備計画
 - ・所得倍增計画
- 新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法が策定

一方で

沖縄

戦争により社会基盤は壊滅し、日本の施政権から分離された。
米軍施政権下で、日本本土とは大きく異なる基地依存型輸入経済構造となった。

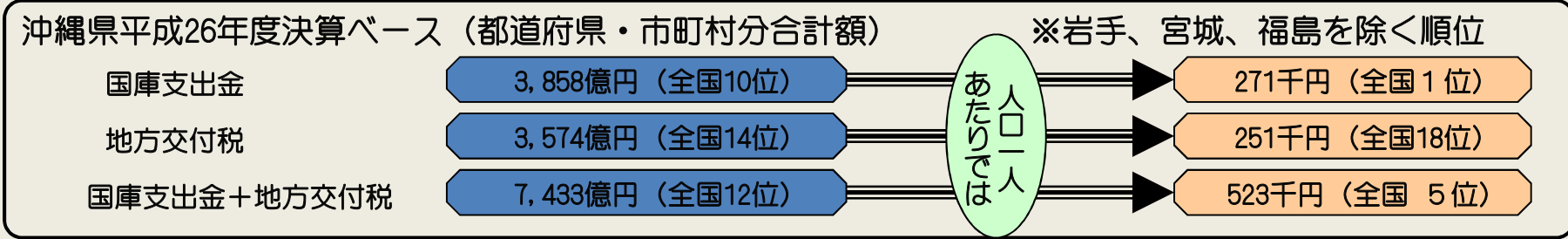
【米軍施政権下】

- 経済社会の発展のための十分な資金投下がなかった
- 日本政府の産業政策が及ばない
- 社会生活基盤、産業基盤整備の絶対的な後れと弱い物的生産力

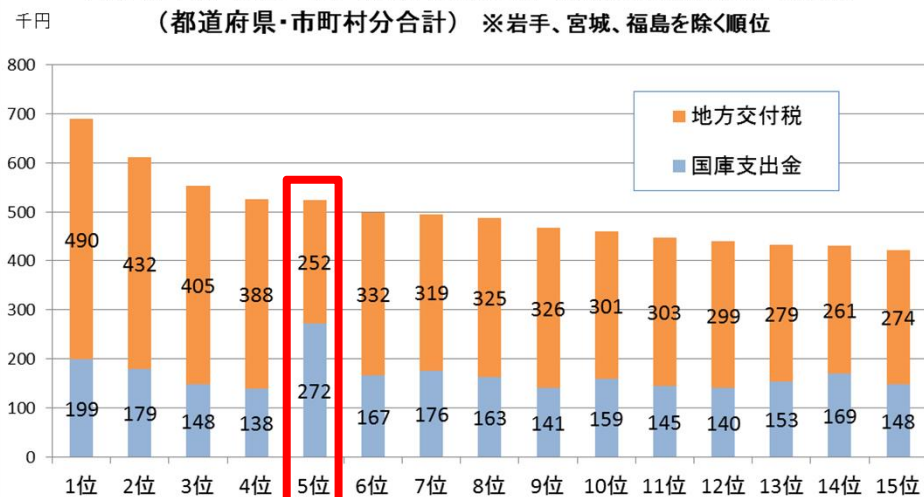
復帰時の沖縄の経済社会の状況は、医療、教育、交通等の生活基盤、産業基盤など多くの分野で本土と著しい格差があった

沖縄県と他府県の国からの財政移転の比較

- 国庫支出金を都道府県別に人口一人当たりで比較すると、沖縄県は、全国1位。
地方交付税交付金は、全国18位。
- 国庫支出金と地方交付税交付金の合計額では、**全国5位**となり、全国1位の75%である。
※以上、平成26年度都道府県決算状況調における国庫支出金額・地方交付税額による
(ただし、東北3県(岩手県、宮城県、福島県)を除く。)
- さらに、県民経済計算で見る一人当たりの公的支出額は、**全国16位**となっている。(平成25年度)

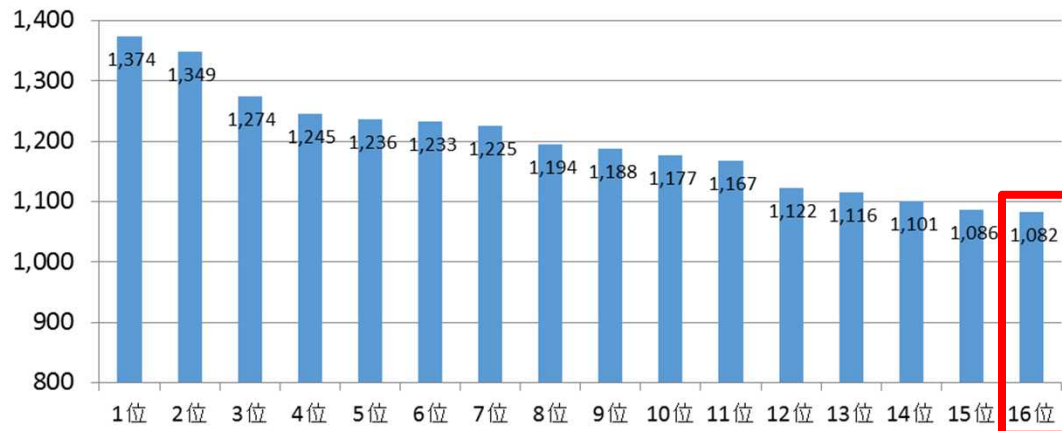


平成26年度 人口一人当たり国庫支出金・地方交付税交付金 合計額
(都道府県・市町村分合計) ※岩手、宮城、福島を除く順位



沖縄県: 5位

平成25年度 県民経済計算で見る一人当たり公的支出額
※岩手、宮城、福島を除く順位

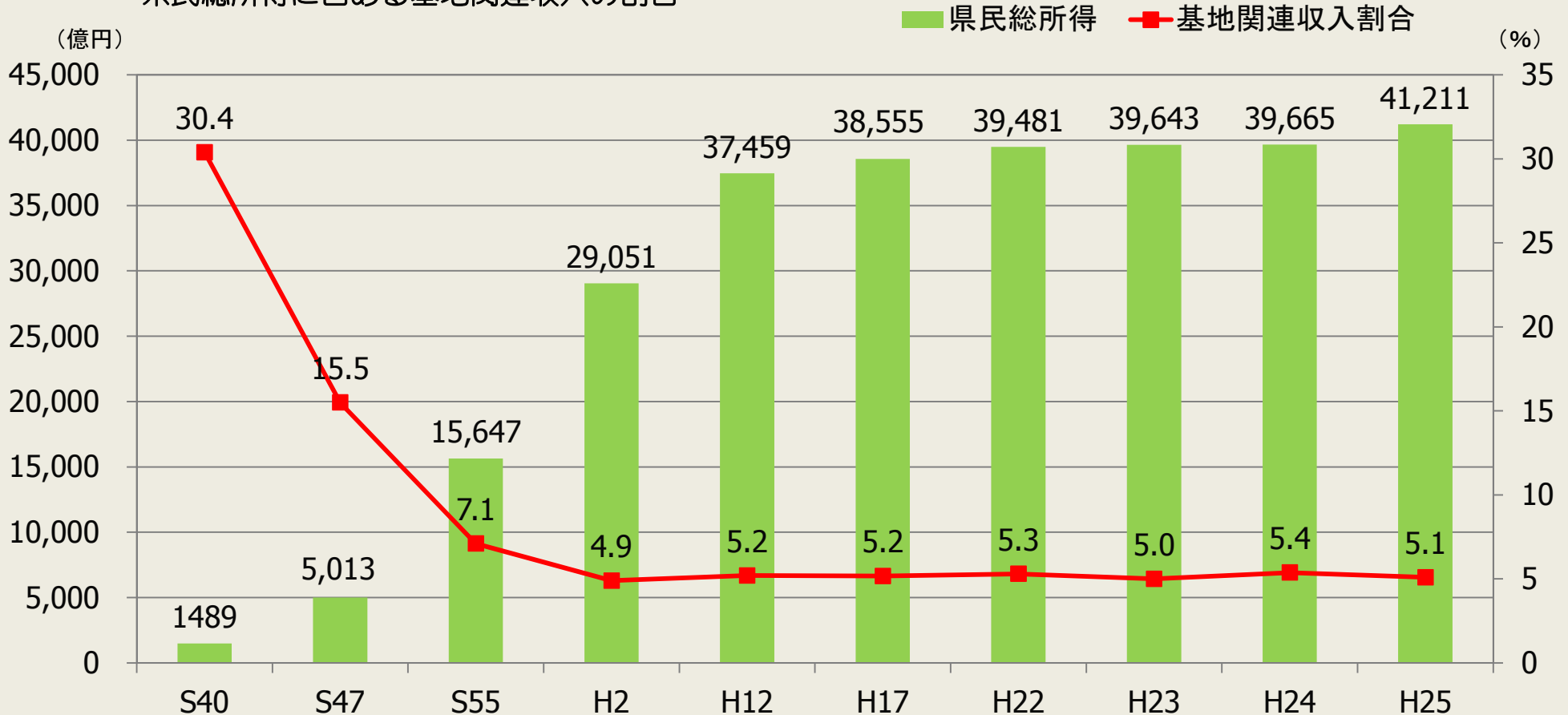


沖縄県: 16位

米軍基地関連収入の推移

県経済に占める基地関連収入の割合は、復帰前の30.4%、復帰直後の15.5%から現在では5.1% (H25年度) となり、その比重は大幅に低下。

県民総所得に占める基地関連収入の割合



* 図表は沖縄県作成

米軍基地跡地利用による経済効果

基地跡地の飛躍的な発展は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっている。

既返還 駐留軍用地跡地	直接経済効果（億円/年）※1			雇用者数（人）※2			税収効果（億円/年）※3		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
那覇新都心地区	52	1,634	32倍	168	15,560	93倍	6.0	199	33倍
小禄金城地区	34	489	14倍	159	4,636	29倍	3.4	59	17倍
桑江・北前地区	3	336	108倍	0	3,368	皆増	0.4	40	100倍
合計	89	2,459	28倍	327	23,564	72倍	9.8	298	30倍

- ※1：直接経済効果：（返還前＝地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金）
 （返還後＝卸・小売業、飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産（土地、住宅、事務所・店舗）賃貸額）
 「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査（平成27年1月沖縄県公表）」に基づく
- ※2：雇用者数：（返還前＝沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）に基づく）、（返還後＝経済センサス活動調査（H24）に基づく）
- ※3：税収効果：企業の営業余剰、雇用者所得の増加に伴い増加が見込まれる理論値
 「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査（平成27年1月沖縄県公表）」に基づく

日米地位協定

正式名称 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍
隊の地位に関する協定」 (国会承認条約)

締結時期 昭和35年 (1960年)

内 容 日本の領域にある間の米軍や米軍人等の権利義務及び
米軍の施設・区域の使用や権利関係について取り極め
(全28カ条)

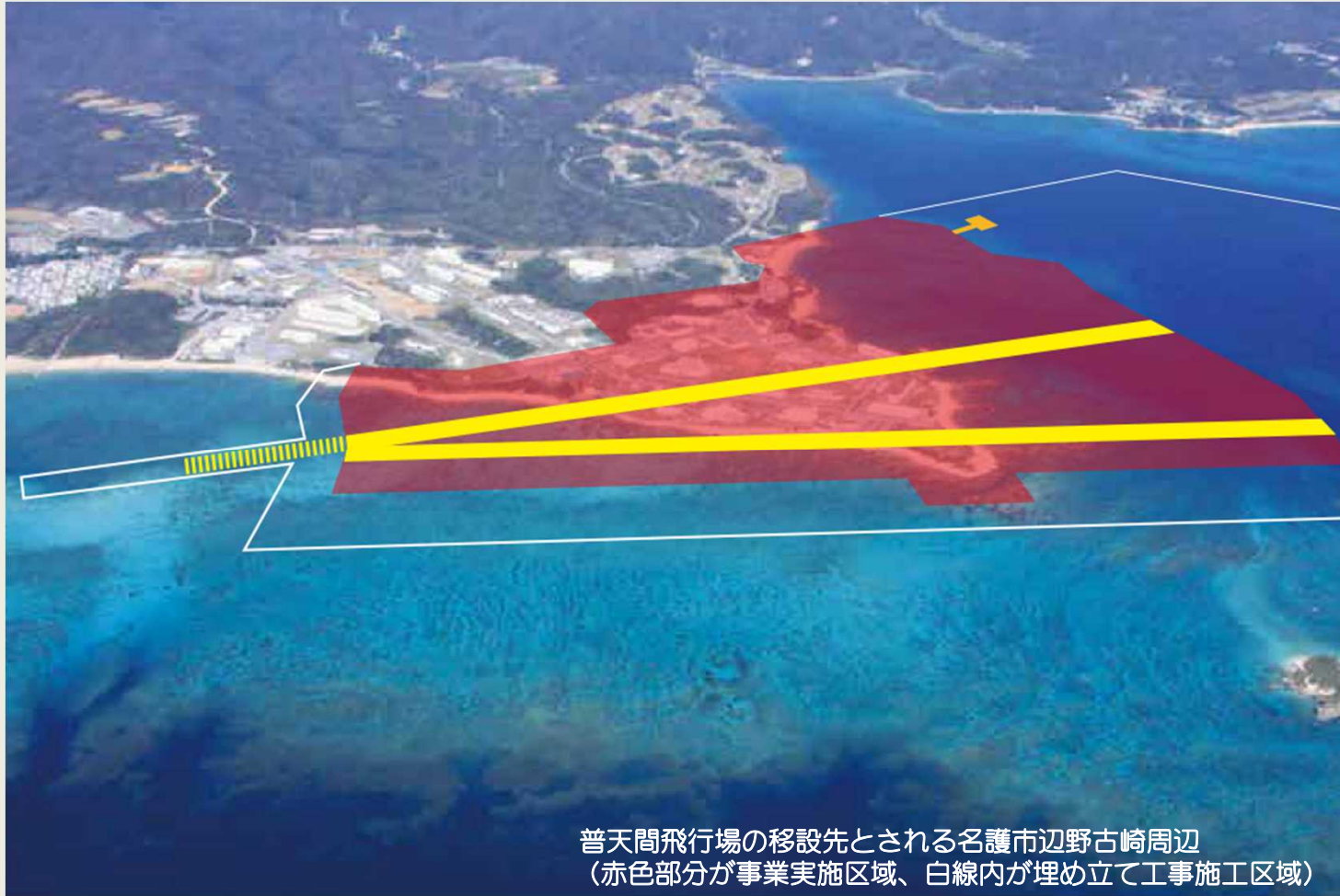
実施細目は主として合同委員会合意で規定

※ 施設・区域の提供、米軍の管理権、日本国の租税等の
適用除外、刑事裁判権、民事請求権、経費の負担、合同
委員会の設置など

日米地位協定の見直し（11項目の要請） （平成12年8月）

- 第2条関係（施設・区域の提供等）
- 第3条関係（施設・区域に関する措置）
- 第3条A（施設・区域の環境保全等） ※ 新設
- 第4条関係（施設の返還）
- 第5条関係（入港料・着陸料の免除）
- 第9条関係（合衆国軍隊構成員等の地位）
- 第13条関係（租税）
- 第15条関係（諸機関の管理等）
- 第17条関係（裁判権）
- 第18条関係（請求権の放棄）
- 第25条関係（合同委員会）

辺野古新基地建設問題



- 辺野古・大浦湾周辺の海域は、絶滅危惧種262種を含む5,800種以上の生物が確認され、生物種の数は国内の世界自然遺産登録地域を上回るものとなっている。
- 沖縄県は、国地方係争処理委員会が出した審査結果を最大限尊重すべきと考え、国に真摯な協議を求めていたが、国土交通大臣は7月、一方的に不作為の違法確認訴訟を提起し、9月に福岡高等裁判所那覇支部で県敗訴の判決となった。県は、判決後、直ちに上告した。